



## Vol.187

杜若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

### ★変わりつつある整理解雇についての風向き(2)

#### 1 変わりつつある整理解雇についての風向き (2)

185号では中小企業の整理解雇が有効になった裁判例を取りあげました。本号では中小企業ではありませんが、小規模政治団体により整理解雇が有効になった事例を取りあげます。かなり小規模でかつ政党の事例なので一般化できませんが、やはり整理解雇についての風向きが変わりつつあると感じます。

#### 2 政党支部の整理解雇を有効と認めた事例 (日本維新の会京都府総支部事件 京都地裁令和5年2月14日判決)

##### (1) 事案

被告は、国政政党日本維新の会と理念を共にする地域支部です。原告と被告は、平成25年6月21日、期間の定めのない労働契約を締結し、事務員(事務局長)として雇用されました。月額給与は25万円、賞与は年2回、夏期/冬期、各基本給の2.5か月分/3.5か月分を支給していました。

党本部から被告へは、政党交付金の分配金や特別党費の還元金〔所属議員から集めた特別党費を一旦党本部に納めて、その後党本部から還元してもらう。〕が交付され、被告の人件費や事務所経費(賃料、備品・消耗品費、光熱水道費、事務機リース料や通信費等)に充てられていました。このうち、党本部から交付を受ける政党交付金(以下「交付金」という。)の額は、平成26年度は年間1250万円でしたが、平成27年度には年間750万円、平成28年度から令和元年度までは年間360万円へと減額され、令和2年度には年間240万円へとさらに削減されることとなりました。

被告は、平成28年1月から、被告の運営費に充てるため、被告所属の各議員個人全員から、寄附として分担金を徴収しており、その額は、令和2年6月時点で月額計40万円に上りましたが、被告の全体会議の決議により、同年11月に廃止することになりました。

令和元年度における被告の運営費は、合計765万6316円でした。その内訳は、原告の人件費が527万0216円、光熱水道費が13万6559円、備品・消耗品費が9万3155円、事務所費(家賃、ガレージ代、事務機リース料、通信費等)が215万6386円でした。

被告から収入を得ている者は原告1名のみで、被告に在籍する執行役員(被告規約9条3項、甲1)について、役員報酬に該当するような支払はありませんでした。

被告の執行役員らは、令和2年5月7日、原告と面談し、党本部から被告への交付金が、年間360万円から年間240万円へ減額されたことを説明しました。また、被告の執行役員らは、同年6月9日、原告と面談し、週3回程度のパート勤務を提案するなどしましたが、原告は応じられない旨回答しました。

被告は、令和2年8月24日、原告に対し、同年10月31日をもって解雇する旨の意思表示をしました。

## (2) 判決（整理解雇有効と認定）

### ① 収入が激減することから整理解雇の必要性はあった

収入としての交付金と還元金が合計400万円強程度まで落ち込む一方、支出は766万円に上り、そのうち原告の人件費だけで年間約527万円となり、かつ原告は被告からの週3日のパート勤務への切り替えを断ったことから、被告の財政破綻を避けるべく原告を解雇することはやむを得なかったと判断しました。

### ② 解雇回避努力は行った

被告は家賃の負担を下げたりして経費の削減を行ったり、原告の週3日のパート勤務を提案するなどして解雇回避努力は行ったと認定しました。

「被告は、事務所を移転して家賃の負担を下げたり、駐車場代や会議室使用料の負担をなくすなど経費の削減を行ったことが認められるほか、上記アのとおり、原告に週3日のパート勤務を提案したというのであって、被告は原告の解雇回避に努めたもので、これを怠ったということとはできない。」

### ③ 労使協議も行った

被告は労使協議についても以下のとおり、財政状況を説明し、週3日のパート勤務を提案するなどして労使協議は行ったと認定しました。

「被告は、令和2年5月7日には、被告の執行役員らにおいて原告と面談し、党本部からの交付金が年間240万円に減額されること等、被告の財政状況を説明し、同年6月9日には、再び被告の執行役員らにおいて原告と面談し、原告に対し、週3日パート制を提案し、原告から拒否する旨の返答を受けて、同年8月24日には、2か月以上の予告期間を設けて解雇の意思表示をして予告していることが認められるのであり、その他本件解雇の意思表示の効力を否定すべき事情は見当たらない。」

## 3 やるべきことを行えば整理解雇も可能に

私は別に整理解雇を推奨しているわけではありませんが、これまでの裁判例は整理解雇の有効性をあまりにも会社にとって厳しく判断してきました。この事例において、原告側は「被告が、本件分担金制度を高所得者等一部の者のみに負担させるといった検討をすることもなく、また、政治資金パーティー開催に向けた努力も一切しないまま廃止し、解雇回避努力を怠った旨」主張しましたが、裁判所は、政治団体である被告における自治に委ねられるべき事柄であるからそこまで行う必要はないとあっさり判断しております。一昔前の裁判所であれば、このような非現実的な解雇回避努力義務を課し解雇無効と判断していた可能性があります。実際に日本維新の会京都府総支部は令和2年当時もやろうと思えば収入を増やすことは可能ではあったと思いますが、そこは政党自治の問題で裁判所は立ち入らないと判断したわけです。

このようにやるべきことを行ってもそれでも整理解雇を行わなければ団体や会社の存続が危うくなる場合は、整理解雇も有効であると判断される時代になってきているのではないかと考えられます。

以上